

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

○当地域の現状と課題

【地域の現状と課題】

当地域（村上市山北地区：旧山北町）は新潟県の最北端に位置し、面積の93%あまりを山林が占め、平坦な土地が少なく、48の集落が河川流域や海岸線沿いに点在している。また、海岸線は「瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園」に指定され、その内11kmの海岸は名勝天然記念物「笹川流れ」として知られている。海・山・川の変化に富んだ自然豊かな地域である。



平成20年に朝日村、村上市、神林村、荒川町と合併し村上市となった。当地域は、村上市の中心から40km以上離れており、同じ村上市であっても他の地域とは住民の生活圏も異なっており、文化や産業においても異なる特性を有している。

人口は、平成26年4月現在6,261人と、ここ5年間でおよそ1,000人減少し、高齢化率も42.8%と高く、地域活力の低下が加速化している。

人口の減少、消費の流出等により商工業者の経営環境は厳しく、経営状況の悪化や商工業者の減少等により地域経済の衰退が進み、「買い物困難者問題」など、地域住民の生活にも影響を及ぼしている。

【地域の産業の現状と課題】

・商工業の現状

木材業：木材価格の低迷や住宅需要の減少により厳しい経営環境にある。製材業者も最盛期には10軒以上あったが、現在では3軒だけとなってしまった。このような中、新潟県による「越後杉」のブランド化の推進や補助制度、国が進める木材利用エコポイントによる、国産材の消費拡大に期待しているところである。

製造業：旧山北町が企業誘致した弱電や食品製造業の他は、小規模な食品等の製造、建具、畳等建築関連の製造業で、売上の低下、後継者難などの様々な課題を抱えており、廃業も増加している。このような中、平成12年の、「さんぼく生業の里」の設立を契機に、地域の農林水産物を使用した食品製造・加工業者の創業が増えてきている。

※「さんぼく生業の里」とは

当商工会では、昭和60年頃より、地域に残る古代織りの「しな布」を活用した特産品開発及び販路開拓に取り組んできた。「さんぼく生業の里」は、「しな布」及び「しな布製品」のほか、赤カブ漬け、栃もち、あく笹まき等

の特産品の製造販売及び体験交流を目的として、当商工会が支援して設立した企業組合である。しな布は平成17年に国の伝統的工芸品の指定を受けた。また、これらの製品は木灰を利用し製造されるものが多く、近年注目されている、山北地域の生業「灰の文化」の拠点施設となっている。

建設業：アベノミクス効果で一時的には息を吹き返した感もあったが、依然厳しい経営環境にあり、特に建築業においては、地域内の新築工事が少なく、100km離れた新潟市までエリアを広げ事業を行っている。村上市では、平成27年度にリフォーム補助金を創設、新潟県も県産材の消費拡大を推進しており建築業の受注拡大につながることを期待している。

商業：村上市山北支所がある府屋集落と徳洲会病院がある勝木集落に若干の商業集積はあるものの、地区内に商店街の形成はない。高齢化と人口の減少により廃業を余儀なくされ、地区内に点在する48集落の内30集落には商店がない状況にある。

このような状況の中、村上市では平成21年から「プレミアム商品券事業」を継続しており、商品券事業に加盟する地区内事業者は年々増加している。

観光業：夏の笹川流れ観光が中心であり、年間入込客197,000人の内100,000人が夏(主に海水浴)に集中している。近年の観光形態の変化、特にアウトドアの一般化などにより、民宿を中心とした宿泊業の客数は減少傾向にあり、高齢化・後継者問題もあり廃業するケースが増えている。

しかしながら、公共の施設である「交流の館八幡」や「ゆり花温泉」には、年間29,000人の利用者があり、釣り客も22,000人、笹川流れの景観を目的とした観光客も20,000人ある。また、漁協、観光協会等が実施するイベントの来場者も年間10,000人あり、これらを観光業の持続的発展に結びつけることが求められている。

商工業の経営環境については、業種にかかわらず厳しい状況が続いており、これらは、商工業者数の推移にも表れている。

	商工業者数	小規模事業者数	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食宿泊業	サービス業	その他
H20	421	399	81	59	9	116	41	81	34
H21	401	370	78	57	10	109	39	82	26
H22	397	367	74	55	10	108	36	81	33
H23	389	353	72	55	10	107	34	82	29
H24	362	333	67	49	10	99	33	79	25
H25	359	331	67	47	12	98	32	78	25
H26	344	324	61	48	10	91	31	76	27

平成 20 年度当初には、421 件あった商工業者が平成 25 年度末には 344 件にまで減少（81.7%）している。特に個人事業者においては、後継者問題もあり、今後も減少傾向は続くと思われる。

上記の表からもわかるように商工業者数は、ほとんどの業種において減少しており、小売業においては 116 件から 91 件（78.4%）、建設業では、81 件から 61 件（75.3%）、観光業では、41 件から 31 件（75.6%）うち民宿業が 25 件から 14 件（56%）と減少率が大きくなっている。また、比較的事業規模の小さい、商店、季節民宿、一人親方の大工などの廃業が目立っている。

このような状況は、地域経済だけの問題ではなく、「買い物困難者」等に代表される地域社会の問題となっており、小規模事業者への支援は地域全体を考える上で重要な課題となっている。

人口の減少や高齢化による地域経済の衰退、売上の減少、事業主の高齢化や後継者の不在など、小規模事業者が抱える経営課題は多種多様である。このような経営課題を抱える小規模事業者の事業の持続を図ることが喫緊の課題である。

・農林漁業の現状

農林漁業は当地域の基幹産業である。かつては、林業の町・杉の町として賑わっていた時期もあったが、木材価格の低迷により衰退を余儀なくされている。地区内には 5 つの漁港があり県内有数の漁獲量を誇っている。農業においては、良質な水と寒暖差の大きい地域性によって良質なコシヒカリが生産され「岩船産コシヒカリ」として認知されている。また、「山焼き（焼畑農法）」で栽培される「赤カブ」は特産品として認知度は高く、新潟市内から購入のため訪れる方も多いが、農林漁業においては、高齢化が進み担い手不足が深刻化している。

このような中、小規模ではあるが、農林漁業者による農家レストランや赤カブ、鮮魚等の地元農林水産物等を使った食品加工業の創業者が現れてきており、六次産業化の推進に期待が寄せられている。

【商工会の取組と課題】

当商工会では、専門家や関係機関との連携強化を図りながら「行きます 聞きます 提案します」の実践を目指し、平成 26 年度においては、751 件の巡回指導、465 件の窓口相談を実施。また、必要に応じ、エキスパートバンクやミラサポによる専門家を活用し経営課題の解決の支援をするとともに、経営計画書作成支援 2 件、小規模事業者持続化補助金申請支援 7 件を実施した。創業者等に対しては、創業資金の調達、開業計画策定に係る支援並びに専門家の派遣等による支援を実施し、創業計画書の策定 3 件、創業補助金申請 2 件の支援を行った。

地域総合振興事業においては、商工業者及び農林漁業者等の販売機会の創出を目的とした「さんぼく軽トラ市」の定期的な開催や村上市山北支所、地域内産業団体、文化協会等との共催による「さんぼく祭」の実施、観光協会による各種観光イベントの実施支援等により、交流人口の増加や地域の賑わいの場の創出により、地域経済の活性化を図った。

また、公益財団法人流通経済研究所の協力により「買い物困難者対策」についての調査・研究を実施し地域の課題解決に取り組んだ。

しかしながら、小規模事業者に対する支援の多くは、これまでの経営改善普及事業の通常業務の延長線上にあり、相談を受けて対応する、いわゆる「待ちの経営指導」の感は否めない。今後は小規模事業者の持続的発展を目指し、事業者の経営課題を把握した上で、課題解決方法を提案し、伴に経営課題の解決を図る「提案型・伴走型の経営支援」の推進が必要であると考えている。

また、「村上市総合計画」の基本目標には、農林水産資源の有効活用、商工業の振興、新たな事業の創出の推進などによる「活気に満ちた輝く賑わいのまちづくり」がかかかかれており、これまでの、商工業の支援にとどまらず、一次産業者の六次産業化や農林水産資源を活用した商品開発等、地域経済総合団体としての商工会が果たすべき役割は大きくなっている。

【商工会の発達支援計画の目標】

アベノミクスにより日本経済は、雇用や企業収益を中心に改善され経済の好循環が生まれた。しかし、地方の中小企業及び小規模事業者においては、その恩恵を感じることは少なく、経営環境は依然厳しい状況にある。

当商工会では、地域の中小・小規模事業者を、地域経済・地域社会を支える大切なインフラのひとつであると捉え、新潟県、村上市、新潟県商工会連合会を中心に、地域金融機関、税理士との連携、にいがた産業創造機構、ミラサポ、その他支援機関の活用により、商工業者へ次に掲げる効果的な支援を実施し、当地域の小規模事業者が抱える経営課題の克服を図り、中長期的な小規模事業者の持続的発展を目指してゆく。

○小規模事業者支援の目標

- ・職員が随時実施している巡回訪問等により、地域内の小規模事業者の現状の把握と経営分析を行い、事業計画の策定を必要若しくは希望する事業者を掘り起こし、経済動向・需要動向・経営分析等を踏まえた事業計画の策定及び実施を支援する。
- ・事業計画策定及び計画の実施に当たっては、新潟県商工会連合会や「新潟県よろず支援拠点」等の支援機関と連携し、専門家の派遣事業や各種支援策を活用し、事業計画の実現に向けて小規模事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。
- ・日本政策金融公庫や地元金融機関と連携した資金調達、小規模事業者持続化補助金等の助成制度の活用等により、小規模事業者の持続的発展並びに上記事業計画実施に必要な資金の円滑な調達を支援する。
- ・ホームページやソーシャルメディアの活用による需要の開拓、各種イベント・物産展・商談会等への出展等を積極的に支援し、小規模事業者の持続的発展を目指す。
- ・平成27年度、廃業を決めた旅客運送業者を地元建設業者が企業譲渡により引継ぐ事案を支援する機会があった。これまで、後継者のいない事業者の廃業対策に苦慮してきたが、当地域においても会社の譲渡等による事業承継が可能であると認識させられた。今後は、日々の巡回指導業務において、小規模事業者の後継者の有無等の情報収集に努め、本年7月に開設された「新潟県事業引継ぎセンター」を積極的

に活用する等、後継者がいない商工業者の事業承継を支援してゆく。

○地域の課題に対する目標

- ・村上市、にいがた岩船農協山北支店、にいがた漁協山北支所、村上市森林組合と当商工会により組織された山北地区産業団体長会議は、これまでは、単なる交流が主たる目的であった。しかし本年度から、各団体の事務局長クラスの実務者レベルで構成される「活性化検討部会」が組織された。当部会において、地域の農林水産業と商工業の現状や課題などの情報を共有し、一次産業者の六次産業化や農商工連携の推進を支援することで、地域経済の活性化を目指す。
- ・「買い物困難者対策」を商業者の売上拡大の機会と捉え、村上市や村上市社会福祉協議会、山北徳洲会病院と連携して推進し、小規模事業者の持続的発展と地域の課題の解決を目指す。
- ・村上市、地域内産業団体等と連携し、「さんぼく軽トラ市」の定期的な開催や「さんぼく祭」の実施により、商工業者及び農林漁業者等の販売機会を創出すると共に地域の賑わいの場の創出を図り、また、観光協会による各種観光イベントの実施支援等により、交流人口の増加や特産品等の販路拡大を図り、小規模事業者の持続的発展に支援することにより地域経済の活性化を目指す。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

- (1) 経営発達支援事業の実施期間（平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）
- (2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

現状では、当商工会において収集された各種経済動向調査の結果は情報の収集にとどまり、小規模事業者の経営指導に活用されることは少ない。また商工業者への経済動向に関する情報提供は、数値資料としての提供にとどまり有効に活用されていないことが課題となっている。

今後は、原則四半期毎に経済動向の調査分析を実施し、補足説明を伴う情報提供を強化し、活用方法を提案することで、小規模事業者の売上増加や収益性の向上を図る。また、小規模事業者の経営分析や経営改善計画等作成の際の基礎データとして活用し、小規模事業者の経営力強化を図り持続的発展を目指す。

(事業内容)

(1) 村上市の景気動向調査、地元金融機関の景況調査、観光動態調査、民宿組合の宿泊調査、並びに巡回指導時のヒアリングにより、地域内の企業動向や、雇用、観光の動向等の情報を収集し分析する。

また、金融懇談会により地域の金融動向を、山北地区産業団体長会議により農林水産業の情報を収集し地域内の経済動向の分析に活用する。

全国商工会連合会の小規模企業景気動向調査、日本政策金融公庫の中小企業景況調査、消費者動向調査、日経テレコンを活用して企業・業界等の情報を確認し、売上・利益・価格・雇用・生産設備・販売の傾向等の情報を収集し、地域外の経済動向を分析する。これらの地域内と地域外の経済動向を比較し、地域内の経済動向の特徴を分析する。

(2) これまで、収集されたデータは、項目や担当者ごとに区分し保管しており、スムーズな情報の共有が図られていなかった。今後は、書籍等の資料は一箇所に整理し、電子データの資料は、共有サーバーですべての職員が閲覧できるように管理する。また、各種情報・分析結果は、ポイント等に付箋や解説を付すなどし、職員間で回覧、必要な項目については、朝礼等で伝達するなどして、職員間で共有し業務で活用できる体制を整備する。

(3) 収集されたデータや分析結果は、経営発達支援計画における経営分析及び事業計画書の作成の基礎データとして活用するほか、日々の巡回指導や記帳指導等の日常の指導業務においても、経営課題解決のための活用方法などを説明し小規模事業者提供する。また、毎月発行する会報「商工さんぼく」やホームページを活用した周知も積極的に行う。

(目標)

地域経済動向の調査結果や分析内容、各種統計調査のデータを職員が共有し、小規模事業者の経営分析・事業計画の策定だけではなく、日常の業務においても活用すると共に、調査・分析結果を会報やホームページで小規模事業者に提供することにより、小規模事業者がこれらの基礎データを活用できる環境を整えることで、小規模事業者の持続的発展を支援する。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
会報等による情報の提供回数	0	2回	4回	4回	4回	4回
ホームページによる情報提供回数	0	2回	4回	4回	4回	4回
巡回等による情報提供事業所数	未実施	5件	10件	15件	20件	20件

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

小規模事業者の持続的発展に向け、経営指導員等による巡回・窓口相談、記帳継続指導や各種セミナーの開催等を通じて、小規模事業者の経営分析を行う。

また、会報による経営分析の重要性の啓蒙活動や、日々の相談指導業務の中で経営分析の結果を、事業者がわかり易い言葉で説明するなどし、小規模事業者の経営分析に対する認識を高める。

専門的な課題等については、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を活用し、小規模事業者の抱える経営上の悩みに対してより丁寧にサポートする。

(事業内容)

- (1)巡回訪問、経営セミナーの開催、記帳継続指導等の日々の相談指導業務により分析の対象となる小規模事業者をピックアップし、経営状況等を把握し、必要に応じて専門知識を有する専門家等と連携し、「売上高」「赤字・黒字」「粗利率」「取引の状況」等の「収益性」に関する項目に関して経営分析を行う。又、必要に応じて、「安全性」等の財務分析や資金繰り等の分析も行う。【指針①】
- (2)記帳継続指導対象事業者の経営分析にあたっては、初めに記帳専任職員による現状分析を行い、それに基づいて経営指導員による経営分析を実施。それを書面にして事業者に提供し、記帳担当者と経営指導員が同行（同席）し説明することで、事業所の分析結果の共有と職員の分析力の向上による支援力強化を図る。【指針①】
- (3)以上の結果をもとに経営課題を抽出するとともに、必要に応じて、専門家の支援を受けながら、事業者と供に経営課題の解決を図る。
- (4)経営分析結果は、必要に応じ職員間で共有、記帳、税務、労務等の多角面からの指導に活用することで、より細やかな支援を実施する。
- (5)必要に応じて、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業

創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業等を活用し、小規模事業者が抱える経営課題の解決に対して、丁寧な支援を行う。【指針①】

(目標)

ネット de 記帳による記帳継続指導を実施している小規模事業者は、3年をめぐりに全事業所の経営分析を実施する。それ以外の小規模事業者については、初年度は、商業・観光・サービス業を中心に4事業所程度の経営分析を実施。その後は、業種を広げ、年間10事業所の経営分析を実施する。

巡回訪問については、広くの事業所の巡回訪問を実施するとともに、多角的、専門的になってきている相談内容に対応するために専門家を活用するなどし、小規模事業者に寄り添った支援を行う。

セミナー開催については、商工会職員数及び予算による制約もあるため、下記3により経営計画策定等に関するセミナーを兼ね実施することとし、商業・サービス業等向け、工業・建設業用向けやテーマを絞った内容で年3回開催する。

なお、経営分析の結果を経営に生かすためには継続的な経営分析の支援を実施するとともに、日々の指導、セミナー等を通じて、小規模事業者が自ら経営分析ができるように、経営者の資質向上支援も図る。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
巡回訪問回数	854	800	800	800	800	800
巡廻等で経営状況を把握する事業所	80	90	90	90	90	90
記帳継続指導対象者の経営分析	2	10	20	50	50	50
上記以外の経営分析件数	-	4	10	10	10	10

※事業者に寄り添った支援を実現には1件当たりの指導時間を十分にとる必要性がある為、巡回訪問件数は現状以下の数値設定とした。

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

本来、企業の持続的発展には事業計画の策定が不可欠であるが、小規模事業者の多くは策定のスキルに乏しく、策定の機会が少ないことが課題となっている。当商工会では、これまでも事業計画の策定支援を実施してきたが、その多くは金融支援を目的とした対処的計画策定が主であった。

今後は、小規模事業者に対し巡回相談や経営分析を行う中で、特に廃業の多い業種や売上の減少、財務内容の悪化が顕著な事業者から対象者を抽出し、自社の強み・弱み、地域動向調査・分析、経営分析や需要動向調査などの結果を踏まえ、必要に応じ専門家を招聘し事業計画の策定を支援する。

また、「小規模事業者持続化補助金」の創設を機に、補助金の申請を目指し、販売拡大、売上増強のための事業計画の策定を希望する小規模事業者も増加しており、これらの事業計画策定支援も実施してゆく。

「ものづくり補助金」「創業助成金」等の補助金の申請や「小規模事業者経営発達支援融資制度」の活用を目指す小規模事業者の事業計画策定も支援してゆく。

新規創業・第二創業、農林漁業者の六次産業化、農商工連携等による創業や新商品・新サービスの開発を目指す創業希望者等については、日々の窓口・巡回相談業務や創業支援施策の周知活動により創業希望者等の掘り起こしを図る。その他、農林漁業者も出店可能な「さんぽく軽トラ市」や「さんぽく祭」及び「産業団体長会議等」における農林漁業者等の創業希望者等の情報収集により創業希望者等の掘り起こしを図り、創業希望者等の事業（創業）計画の策定を支援する。

（事業内容）

- (1) 経営セミナーの開催や個別税務相談会等の開催により、事業計画策定（創業計画を含む）を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。【指針②】
- (2) 窓口相談、巡回指導時に、小規模事業者からの相談等を受けるとともに、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。【指針②】
- (3) 事業計画（創業計画を含む）の策定にあたっては、自社の強み・弱み、地域動向調査・分析、経営分析や需要動向調査などの結果を踏まえ、必要に応じ、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業等を活用し、小規模事業者（創業予定者を含む）が抱える経営課題解決に向けた適切な計画策定支援を実施する。【指針②】
- (4) 金融支援を伴う事業計画の策定に当たっては、日本政策金融公庫、地元金融機関との連携を密にして事業計画を策定することで、計画策定後の円滑な資金調達を図る。【指針②】
- (5) 事業規模の拡大や販路拡大、新たな需要の開拓、新商品・サービスの開発等の積極的事業展開を目指す小規模事業者には、「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり補助金」等の申請や日本政策金融公庫の「小規模事業者経営発達支援融資制度」の活用を目指した、事業計画書の作成を支援する。【指針②、指針④】
- (6) 創業・第二創業、六次産業化、農商工連携等による新商品の開発などを目指す創業希望者等に対しても、事業・創業計画の策定を支援すると共に、「創業・第二創業促進補助金」、「ものづくり補助金」等の国・県等の各種補助制度の活用、国・県・市の融資制度の活用を支援する。【指針②】
- (7) 記帳指導を実施している事業所の経営計画策定は、経営指導員と記帳担当者が共同で行い内容を共有し、計画の精度の向上と記帳担当者の支援力向上を図る。
【指針②、支援力向上】

（目標）

廃業が目立つ、商業・建築業・観光業の事業者や、売上の減少・財務状況の悪化が顕著な事業者から対象事業者を抽出し、計画策定支援を実施する。抽出した小規模事業者に対しては、経営指導員などが事業計画の策定の必要性などを説明して、策定に向けて積極的に働きかけ、小規模事業者の持続的発展のための事業計画の策定を目指す。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
経営セミナー開催回数	－	3回	3回	3回	3回	3回
相談会開催回数	2回	3回	3回	3回	3回	3回
事業計画策定事業者数	2件	4件	5件	5件	5件	5件
創業計画策定支援者数	2件	1件	2件	2件	2件	2件
各種補助金の申請に係る事業計画策定支援業所数	7件	9件	10件	10件	10件	10件

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

事業計画策定後の事業実施には、小規模事業が自ら問題意識を持ち自助努力により取り組むことが望まれるが、経営資源に乏しい小規模事業者には自助努力だけでは克服できない問題も多い。

これまでの当商工会の支援は、事業計画の策定や金融支援の実施までが中心であり、実施状況の把握は決算時期の年1回にとどまることも多く、その後のフォローアップが十分とはいえない状況であった。

今後は、巡回訪問等により事業の実施状況の把握に努め、村上市、新潟県商工会連合会や新潟県よろず支援拠点等の支援機関、日本政策金融公庫や地元金融機関と連携を図りながら、定期的なフォローアップを行い事業計画実現に向けた伴走型の支援を実施する。

(事業内容)

- (1) 事業計画策定後は3カ月に1度巡回訪問、または来所してもらい進捗状況の確認を行うとともに、市場動向・需要動向の提供、販売促進策の提案、各種支援制度の活用などの事業実施に必要な、指導・助言を行う。【指針②】
- (2) 事業計画の進捗状況により、必要な場合は専門家を招聘し、市場動向・需要動向を見据えた伴走型の支援を実施する。【指針②】
- (3) 事業実施のため資金調達が必要な場合は、日本政策金融公庫や地元金融機関と連携し、「小規模事業者経営発達支援融資制度」や「マル経資金」、「県及び市の制度資金」等の活用や「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり補助金」等の活用を図り、必要な資金の円滑な調達を支援する。【指針②】
- (4) 事業計画実施において、「買い物困難者対策事業」で検討している地元病院と連携した訪問販売や「プレミアム商品券」の活用、観光客等を取り込んだ売上向上策、「ホームページやSNS」の活用など、集客力・販売力の向上支援を、業種業態にあわせ実施することで、小規模事業者の持続的発展を図る。【指針②】
- (5) 事業計画策定後に、国、新潟県、村上市、新潟県商工会連合会、にいがた産業創造機構の支援策等を、会報、ホームページ、巡回訪問等により周知し、支援策の活用促進及び申請の支援等を実施する。【指針②】
- (6) 創業者の創業後は、先輩事業者（商工会役員）とのマッチング、経営セミナーでの交流、商工会の部会活動等を通じ、同業種、異業種経営者との意見交換の機会を提供する。また、3カ月に1度の巡回訪問等により事業の進捗状況を把握し創業後の経営課題解決のための指導・助言を行う。【指針②】

(7) 記帳指導を実施している事業所においては、記帳担当者と事業計画の内容を共有し、共同で事業計画策定後の進捗状況を3カ月毎（可能な場合は月次）で把握し、迅速なフォローアップをすると共に、記帳担当者が計画策定後の支援に関わることで担当者の支援力の向上を図る。【指針②、支援力向上】

(目標)

事業計画策定後、定期的に進捗状況を確認しながら、あらゆる機関を利用した伴走型の支援をしてゆくことにより、事業の持続的発展を確かなものにする。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
フォローアップ事業所数 (施策の周知を含む)	-	5件	10件	10件	10件	10件
各種補助金等申請後のフォローアップ事業所数		9件	10件	10件	10件	10件
創業者等のフォローアップ事業所数	1件	2件	4件	6件	8件	8件
会報等による施策の周知回数	5回	5回	10回	10回	10回	10回
ホームページによる施策周知回数	3回	5回	10回	10回	10回	10回

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

事業計画策定及び事業実施のみならず、日々の事業活動においても、需要動向を調査し販売戦略に活用することは不可欠である。しかし、小規模事業者の多くは、需要動向の把握を自己の感覚や取引事業者に頼り、その活用もノウハウの不足などにより、十分に行われていないといった課題がある。

当商工会では、商品・サービス等の需要動向を、各種調査やインターネットを活用し、調査・分析し、調査結果を小規模事業者の事業計画策定に活用すると共に、小規模事業者に説明し提供を行い、事業の持続的発展を支援する。

(事業内容)

- (1) 事業計画策定の際には、支援対象事業者の提供する商品・サービス等の需要動向を、市場調査結果や日経テレコンやサイト内のPOS情報サイト、インターネット（各種動向調査の収集、ロコミサイト、価格情報サイト及びサイト内のランキングほか）等を活用して、商品や市場の規模や動向を調査し将来性や競合関係等分析し活用すると共に分析結果及び活用方法を説明し提供する。【指針③】
- (2) 通常の経営支援業務や小規模事業者が求める場合においても、同様に需要動向等を調査・分析し提供する。【指針③】
- (3) 日々の巡回訪問や記帳指導において、地区内の事業者等から取扱商品等の地域内における需要動向などをヒアリングにより調査し、地域内の傾向等を分析すると共に分析結果の提供を行う。【指針③】
- (4) 新潟県の消費動向調査や家計調査により、商品・サービス等の地域内の市場規模を調査分析し、分析結果を、創業を含む事業計画の策定等に活用すると共に、小規模事業者等の販売計画策定等に活用する。【指針③】

- (5) 収集した情報や書籍等の資料は一箇所に整理し、電子データは、共有サーバーで管理し、職員間で共有することにより、小規模事業者の支援に活用すると共に小規模事業者等の求めに応じ、速やかに情報提供できる体制を構築する。【指針③】
- (6) 需要動向の調査結果は、小規模事業者の事業計画書策定支援及び事業実施支援に活用するほか、日々の巡回指導や記帳指導等の日常の指導業務において、活用方法などを説明し、小規模事業者に提供する。また、毎月発行する会報「商工さんぽく」やホームページを活用した周知も積極的に行う。【指針③】

(目標)

需要動向調査は、本事業における事業計画の策定及び実施のフォローアップに活用すると共に、職員間で共有し、小規模事業者へ日々の経営支援業務等における説明・提供により、販売計画の策定及び販売促進を支援し事業の持続的発展を図る。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地区内事業者調査実施件数	0	5件	10件	10件	15件	15件
会報等による調査結果の提供回数（HPを含む）	0	2回	4回	4回	4回	4回
巡回等による調査結果の提供事業所数	未実施	5件	10件	10件	15件	15件

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

地域内の人口が減少し消費が衰退する中、交流人口増による消費の呼び込み、地域外への販路の拡大は、小規模事業者の事業の持続的発展には不可欠である。また創業まもない小規模事業者や新商品等の販売においても、販路開拓は喫緊の課題である。当商工会では、地域内のイベントや地域外の物販イベント・商談会等への参加支援、インターネットを活用した販売促進、商品のブラッシュアップ等による付加価値の向上等により、小規模事業者の販路拡大、新たな需要の開拓を支援する。

(事業内容)

- (1) 「さんぽく軽トラ市」「さんぽく祭」等のイベントや観光協会が実施する「日本国山開き」等の観光誘客イベントは、小規模事業者の販売促進の機会であり、新たな顧客獲得の場であることから、事業実施の支援並びに事業者の参加の支援を行う。また、単独で参加が困難な小規模事業者に対しては、商工会（女性部等）が取りまとめて販売するなどの支援を行う。【指針④】
- (2) 小規模事業者は、商品の開発力や販売戦略等に課題も多いことから、専門家を招聘するなどし、商品力の向上や販売戦略の構築を図り、販路拡大や新たな市場の開拓を支援する。【指針④】
- (3) 東京日本橋の「ブリッジにいがた」で開催する「さんぽく物産展」への小規模事業者の出展を支援し、特産品等の販路開拓と認知度の向上を図る。また、新潟市で開催される「食の国際見本市フードメッセ i n にいがた」や村上市が実施する「首都圏における食材流通商談会」等の商談会への出展を支援し、新たな取引先

及び、需要の開拓を目指す。【指針④】

- (4)当商工会では平成18年に、さんぽくインターネットショッピングモールを開設し、FAXでの受注を中心とした、ネット知識のない小規模事業者でも出店できるスタイルで、一定の効果を上げてきた。その後、個店のHPが全国連の推進する「SHIFT」に移行したことでショッピングモールは休止している。今後は、「SHIFT」と連携したショッピングモールを再構築し、小規模事業者にインターネット販売の機会を提供する。【指針④】
- (5)民宿組合が運営するホームページと「SHIFT」及び商工会のホームページの連携を再構築し情報発信力を強化することで観光客の取り込みを図り、観光業を中心とした小規模事業者の持続的発展を支援する。【指針④】
- (6)平成11年度「さんぽくの資源を活かした起業化の可能性」を検討し、「木灰」を活用した地域独自の生業「灰の文化」に着目して、ホームページ等で情報発信を継続してきた。近年、NHKの昼の情報番組で取り上げられるなど注目されている。今後も、ホームページやイベント等でのPR、マスコミ等への情報提供により、「灰の文化」のブランド化の取組を強化し、関連商品の付加価値の向上、販路拡大、新たな需要の開拓を図り、小規模事業者の持続的発展を支援する。【指針④】
- (7)観光・イベント情報や小規模事業者の商品・サービス情報は、ホームページのほかフェイスブック、地元情報誌やマスコミ等への情報提供等、積極的に情報発信し、小規模事業者の販売促進、販路開拓を支援する。【指針④】

(目標)

小規模事業者、新規創業者・第二創業者、(新商品等の開発を含む)に対し、専門家と連携し商品等のブラッシュアップ、販売戦略構築の支援やイベントや商談会への出展を支援することにより、販売促進、新たな販路の開拓、新たな需要の開拓を図り、小規模事業者の持続的発展を目指す。

支援内容	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
イベント参加事業者数 (述べ件数)	-	100件	100件	100件	120件	120件
商談会参加事業所		5件	5件	5件	5件	5件
SHIFT 開設事業者	5件	5件	5件	5件	5件	5件
ホームページ等による観光 情報等の発信	5回	5回	10回	12回	12回	12回

※イベントの開催回数 軽トラ市5回、さんぽく祭1回、観光誘客イベント3回の計9回

II. 地域経済の活性化に資する取組

当商工会では、地域内の人口が減少する中、地域経済の活性化のため、市や産業団体との共催による「さんぽく祭」、観光協会が実施する観光イベントや交流イベントの実施支援、「さんぽく軽トラ市」の実施等により交流人口拡大を図ってきた。

今年度からは、山北地区産業団体長会議の下に「活性化検討部会」が設置され「地域活性化策の検討」を始めた。今後は、各産業団体間で地域の課題を共有し、連携を

強化し地域経済の活性化を図ってゆく。また、イベント等の事業は、小規模事業者の販売促進の機会でもあり、交流人口の拡大による経済効果を企業収益につなげることで、地域経済の活性化を図ってゆく。

(事業内容)

(1) 山北地区産業団体長会議（活性化検討部会）

産業団体長会議では、日沿道の開通を踏まえた地域活性化策の検討を目的に活性化検討部会を設置、地域の現状と課題を共有し、地域経済活性化策の検討を行っている。当商工会では、各産業団体との連携を強化し、日沿道開通後の交流人口の増加や物流の活性化などを企業収益に結びつけ、地域経済の活性化の実現を目指す。

また、各産業団体との連携を強化することで、六次産業化、農商工連携を目指す、農林漁業者等の情報を収集し、創業希望者等の掘起しを行い、これらの創業希望者等に対して、当商工会が持つ強みである経営指導を活かした創業支援等を実施し、「新たな事業」、「新たな特産品」、「新たな需要」の創出を図り、地域経済の活性化を目指す。【指針④】

(2) イベント事業・体験交流事業

「さんぼく祭」や「さんぼく軽トラ市」、観光協会が実施している誘客イベント・体験交流事業は、地区内事業者の販売促進や個社のPRの場、特産品のPR及び販売促進の場として、出展者の掘り起こしと出展支援、集客力の向上を支援し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る。【指針④】

(3) 買い物困難者対策

当商工会では平成26年度、公益財団法人流通経済研究所の協力により、地域内の「買い物困難者」の調査を実施し、本年度は、具体的な対策を検討している。

現在、山北徳洲会病院と連携し、通院者等への訪問販売の実証実験を予定している。「買い物困難者対策事業」を商業者等の販売促進の場と捉え、地域の課題解決と地域経済の活性化を図る。【指針④】

(4) 情報の発信

観光・イベント情報や地域の特産品等の情報は、現在商工会ホームページで発信している。今後も引き続き情報発信の強化を図るとともに、イベント等の周知については、ホームページのほかフェイスブックや新聞取材等の媒体に積極的な情報発信を行う。また、「新潟 Komachi」などの地元情報誌に対しても、積極的な情報提供を行い、行楽シーズンの特集記事に取り上げられる機会を増やすことで、交流人口の拡大を図り、観光産業を中心に企業収益の拡大につなげ、地域経済の活性化を目指す。【指針④】

(5) 道の駅構想

村上市では、「日沿道」の整備計画にあわせ、道の駅整備構想を取りまとめている。現在、当商工会では、道の駅構想ワーキング部会の要請により、プロジェクトチームを組織し、「物販エリアの基本構想」を取りまとめている。今後、取りまとめた構想は産業団体長会議及び活性化検討部会で共有し、関係団体と連携を図り、地域経済振興の拠点となりうる施設の実現を目指す。

(6)プレミアム商品券事業

村上市では、平成 21 年度から「プレミアム商品券事業」を継続して実施しており、当商工会は、村上商工会議所、市内商工会と協力し事業の実施に協力している。本事業は地区内の消費喚起による地域経済活性化策として有効な事業であり、今後も事業の継続を市に要望してゆくと共に、小規模事業者の参加支援や活用方法の提案等により、販売促進を図り小規模事業者の持続的発展を支援する。

(目標)

産業団体の連携を強化し地域経済の活性化に取り組むとともに、村上市に対して地域経済活性化に対する施策の取り組みの推進を働きかける。また、各種イベント事業、情報発信事業による交流人口の拡大、プレミアム商品券事業等の市の施策の有効な活用により、小規模事業者の事業機会の拡大を図り、小規模事業者の持続的発展を支援し地域経済の活性化を目指す。

項目	現状	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
産業団体長会議開催回数 (活性化検討部会)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)
プレミアム商品券参加店数	58	69	70	70	70	70

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

村上市、日本政策金融公庫、新潟県信用保証協会、地元金融機関との金融懇談会を開催し地域の金融・経済動向を把握し共有するとともに、各機関の支援の現状や支援ノウハウについて情報交換する。

村上税務署管内の税理士と商工会指導員等が集まる、「税理士と商工会との懇談会」において税務支援体制の連携推進を図るとともに、支援ノウハウの情報交換を行う。

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

経営指導員は、新潟県商工会連合会・新潟商工会議所が開催する経営指導員研修会に参加し、売上げや利益を確保することを重視した支援能力の向上を図るとともに、専門家を小規模事業者に派遣する際には必ず同行し、専門家の指導・助言内容、情報収集方法を学び支援能力の向上を図る。

事務局長、補助員、記帳専任職員においても、新潟県商工会連合会が開催する職制別研修会並びにテーマ別研修会、村上税務署が開催する税務説明会等に、それぞれの業務に応じ参加し、商工会組織運営、小規模事業者の経営・税務支援の能力向上を図る。

現在、研修会等の内容は、朝礼等で報告するとともに文書等により回覧することで、職員間での共有を図っているが、これを一歩進め、職員間で詳細に共有すべきものについては、職員会議（勉強会）を開催するなどし、習得したノウハウの共有を深め個々の支援能力の向上を図る。

巡回・窓口相談においては、必要に応じ職員がチームとなり小規模事業者への支援を行うことや記帳継続指導事業者の経営分析を、記帳専任職員と経営指導員が共同で行うことで、お互いの指導・助言内容、情報収集方法を学ぶなど、OJTによる伴走型の支援能力の向上を図るとともに、小規模事業者の経営状況の分析結果等の情報の共有化を図る。

また、現在、事業所のデータはサーバー上で共有されているが、経営分析結果や経営計画書についても同様に管理し、職員間における商工業者の情報の共有を一層進め、日々の支援業務に活用できる体制を整備する。

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

- ①商工会長及び商工会役員並びに行政担当者等の有識者による事業評価委員会を設置し、事業の達成度合い及び充実度合い並びに目標数値の達成率等により事業の実施状況を、入込観光客数や軽トラ市の等の販売促進事業の収益額等より地域経済への貢献度等を評価し、事業の評価結果に基づいた見直し策を検討し、事業の評価・見直し案の提示を行う。
- ②三役会議において、評価・見直しの方針を決定する。
- ③事業の成果・評価・見直しの結果については、理事会へ報告し、承認を受ける。
- ④事業の成果・評価・見直しの結果を山北商工会のホームページで計画期間中公表する。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(27年8月現在)

(1) 組織体制

役員体制

会長 1名 副会長 2名 理事 12名 監事 2名

事務局体制

事務局長 1名 経営指導員 2名 補助員 1名 記帳専任職員 2名

臨時職員 1名

経営発達支援事業の実施にあたっては、事業者の直接的な支援は、経営指導員2名が中心となり実施し、記帳専任職員が2名その補助を行う。

地域振興事業については、主に事務局長及び経営指導員が当たり、補助員、記帳専任職員、臨時職員がそれぞれの担当業務に応じて補助を行う。

具体的には

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査：事務局長1名 経営指導員2名
2. 経営状況の分析に関する事：経営指導員2名 記帳専任職員2名
3. 事業計画の策定支援に関する事：経営指導員2名
4. 事業計画策定後の実施支援に関する事：経営指導員2名
5. 需要動向調査に関する事：経営指導員2名
6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事

事務局長1名 経営指導員2名 記帳専任職員2名

II. 地域経済の活性化に資する取組：事務局長以下全職員

III. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

事務局長 1名 経営指導員 2名 補助員 1名

(2) 連絡先

959-3907

新潟県村上市府屋 219-1

山北商工会 経営支援室

TEL 0254-77-2259 FAX 0254-77-2437

URL <http://www.iwafune.ne.jp/~sanpokusho/>

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	27年度 (27年4月以降)	28年度	29年度	30年度	31年度
必要な資金の額	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
経営発達支援事業	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
地域振興事業	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
その他	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
県・市補助金	26,000 千円
助成金等	500 千円
会費	4,000 千円
各種事業収入	1,000 千円
各種手数料等	12,000 千円
雑収入等	1,500 千円

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
<p>①山北地区産業団体長会議 村上市森林組合、にいがた岩船農業協同組合山北支店、にいがた漁業協同組合山北支所、山北商工会の地区内の産業団体で構成される。平成 27 年度から各団体の事務局長レベルで構成される「活性化検討委員会」を設置し、日沿道の整備計画推進による地域活性化等を検討している。地域の課題を共有し、地域の振興・地域経済の活性化を図る。 1 地域の経済動向調査に関すること【指針③】</p> <p>②金融懇談会等による連携の強化 村上市、日本政策金融公庫、新潟県保証協会、第四銀行山北支店、村上信用金庫府屋支店、にいがた岩船農業協同組合山北支店、きらやか銀行温海支店と連携し懇談会を開催。地域の金融・経済動向を把握するとともに、各機関の支援の現状や支援ノウハウについて情報交換すると共に、小規模事業者、創業希望者の金融支援の円滑化を図る。 1 地域の経済動向調査に関すること【指針③】 3 事業計画策定支援に関すること【指針②】 4 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】 5 需要動向調査に関すること【指針③】</p> <p>③専門家派遣事業を活用した支援の推進 必要に応じ、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業等を活用し、小規模事業者の経営分析、経営計画の策定及び実施支援、創業希望者の創業支援を実施する。 2 経営状況の分析に関すること【指針①】 3 事業計画策定支援に関すること【指針②】 4 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】 5 需要動向調査に関すること【指針③】 6 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】</p> <p>④誘客・観光イベント事業 村上市観光協会山北支部と連携して、「日本国山開き」「笹川流海れの縁日」「東京企画展」「さんぽく丸ごと体験」等の誘客観光事業の実施支援を通じて、地域の観光振興を図るとともに小規模事業者の販路開拓、販売促進を支援する。 6 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】</p>

連携者及びその役割

- 新潟県商工会連合会 会長 岩村 菖堂
新潟市中央区新光町 7 番地 2 新潟県商工会館 TEL 025-283-1311
- 公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 泉田裕彦
新潟県新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階・10 階 TEL025-246-0025
- 日本政策金融公庫新潟支店 事業統括 田沢 嗣透
新潟市中央区万代 4-4-27 NBF 新潟テレコムビル 9F TEL025-246-2012
- 新潟県信用保証協会 会長 武藤 克己
新潟市中央区川岸町 1 丁目 47 番地 1 (新潟県中小企業会館内) TEL : 025-267-1311
- 第四銀行山北支店 支店長 河内 謙一郎
新潟県村上市府屋 279-1 TEL 0254-77-3811
- 村上信用金庫府屋支店 支店長 鈴木 武春
新潟県村上市府屋 197-92 TEL0254-77-3131
- きらやか銀行温海支店 支店長 細谷 和正
山形県鶴岡市温海字温海 536-3 TEL 0235-43-3028
- にいがた岩船農業協同組合山北支店 支店長 本間 雄一
新潟県村上市勝木 68 番地 1 TEL 0254-77-3161
- 村上市森林組合 組合長 板垣 茂樹
新潟県村上市府屋 121 番地 2 TEL 0254 - 77 - 3121
- 新潟漁業協同組合山北支所 支所長 富樫 栄晴
新潟県村上市寝屋 149 TEL 0254-77-3141
- 村上市観光協会山北支部 支部長 加藤 英人
新潟県村上市府屋 219-1 (山北商工会内) TEL 0254-77-2259

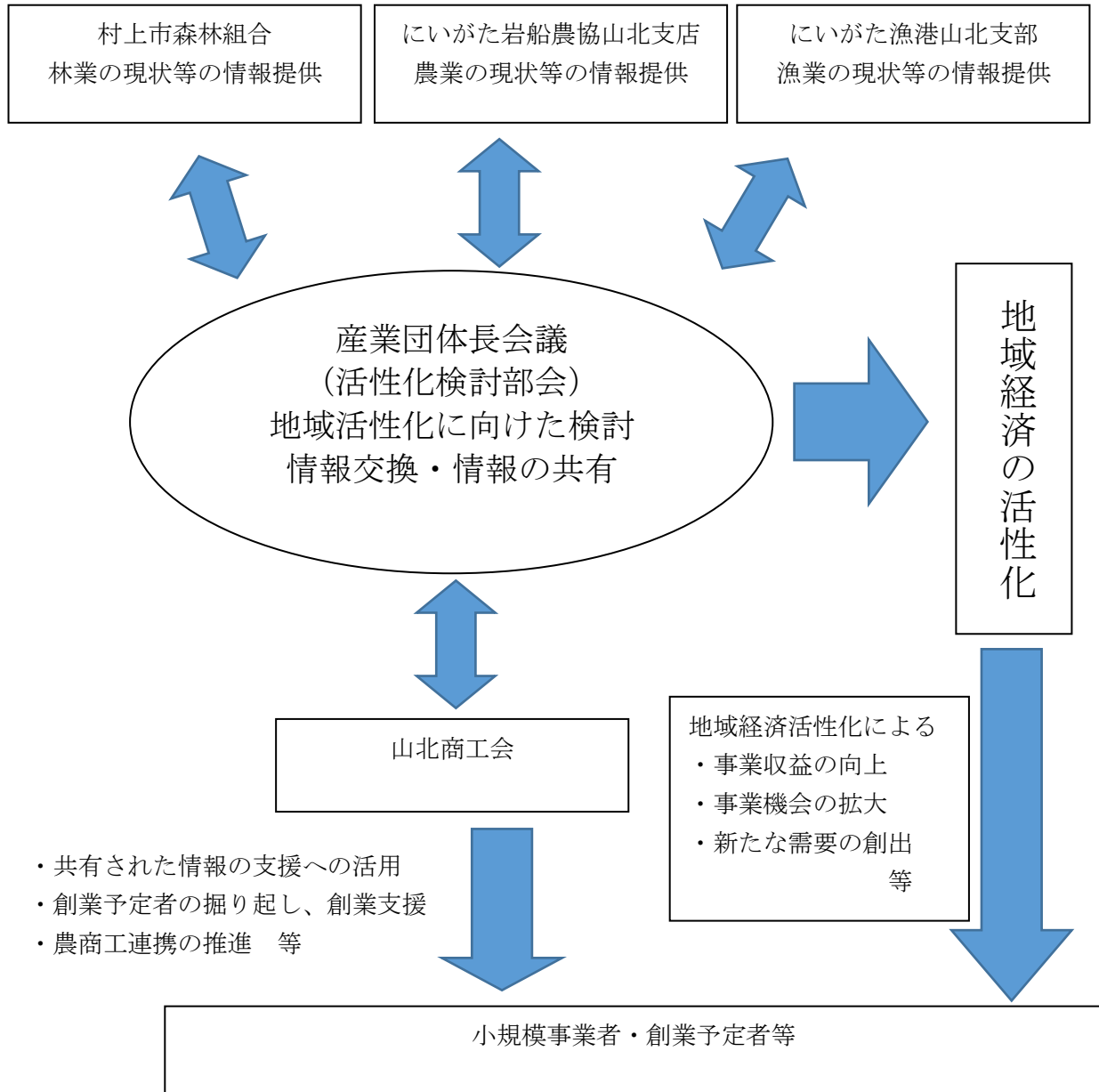
※役割は「連携体制図」に記載する

連携体制図等

※連携体制図は別紙 1 から別紙 4

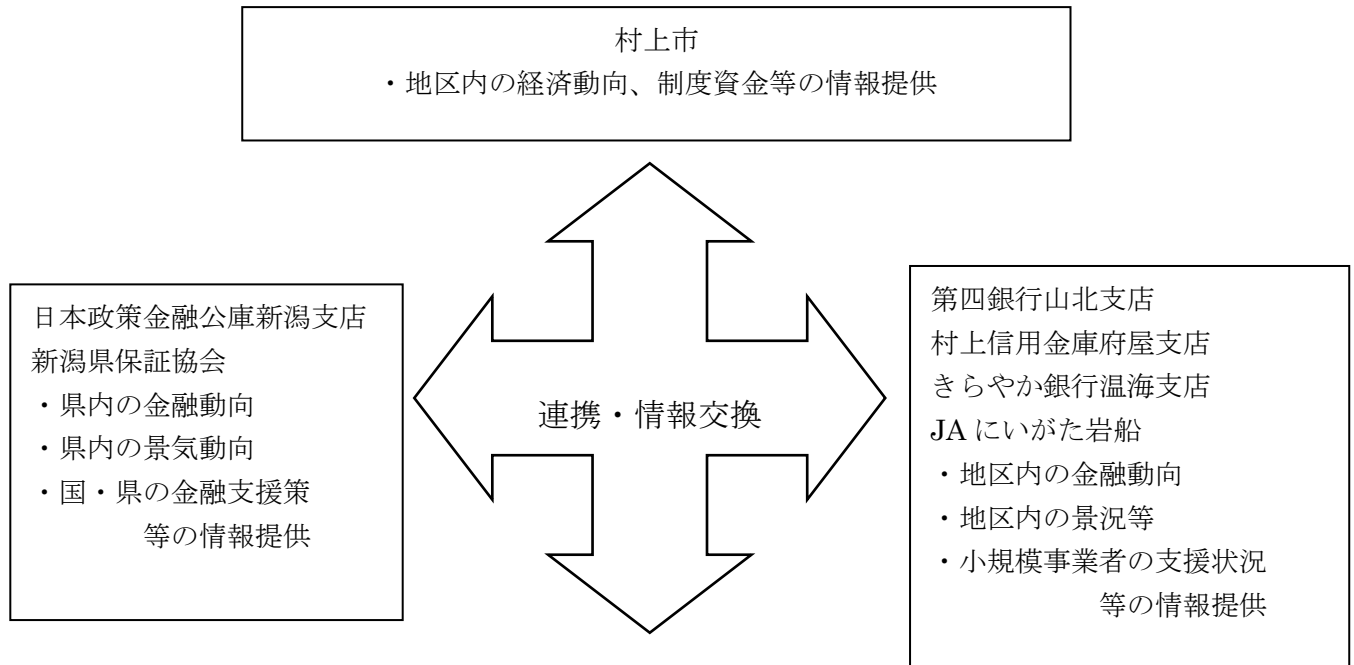
別紙 1

①産業団体長会議

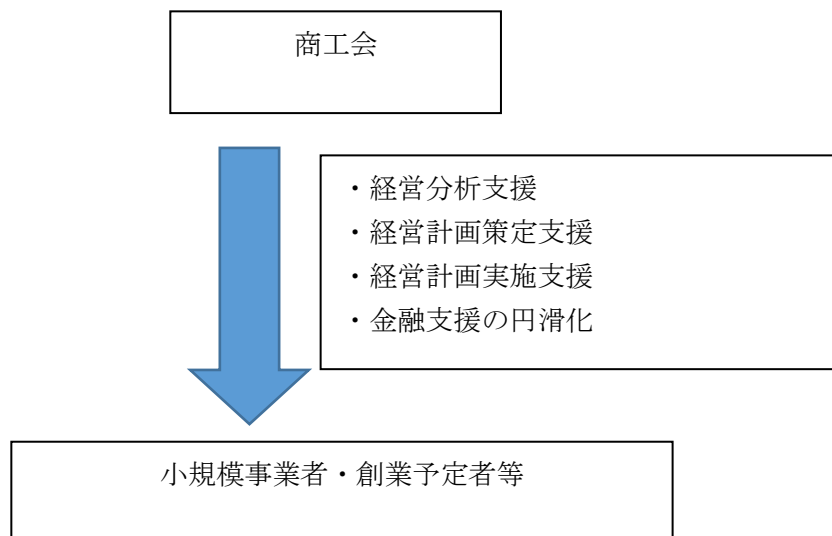


別紙 2

②金融懇談会等による連携の強化

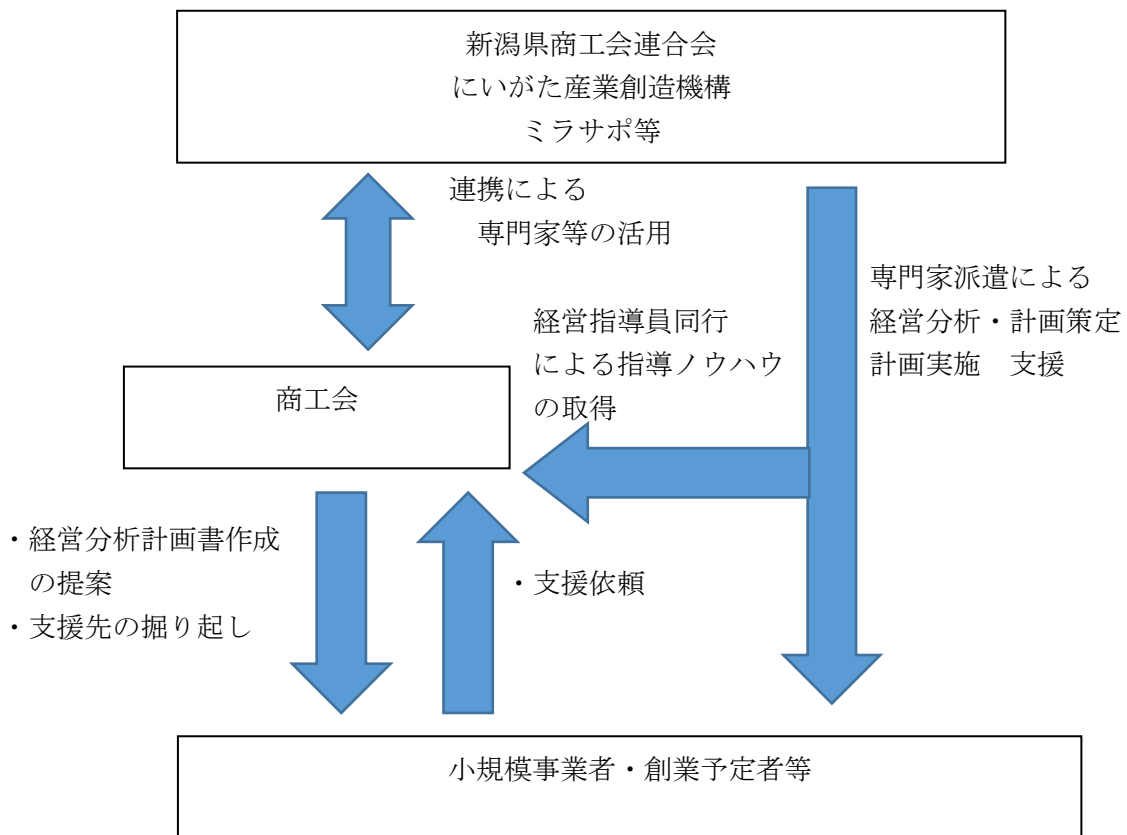


地域の金融・経済動向を把握するとともに、各機関の支援の現状や支援ノウハウについて情報交換すると共に、小規模事業者、創業希望者の金融支援の円滑化を図る。



別紙2

③ 専門家派遣事業を活用した支援の推進



別紙3

④ 誘客・観光イベント事業

